

不正防止対策の基本方針

一般社団法人食品需給研究センター調査研究部イノベーションチームは、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき、不正防止対策の基本方針を策定し、競争的研究費等の運営・管理を行います。

1 責任体系の明確化

競争的研究費等の運営・管理について、以下のとおり責任者を定めます。

- (1) 最高管理責任者：理事長
- (2) 統括管理責任者：常務理事
- (3) コンプライアンス推進責任者：理事（研究開発支援担当）

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備をするため、以下の取組を行います。

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）
- (2) ルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止するため、次の取組を行います。

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置
- (2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。また、研究費の執行に関する書類やデータ等は、後日の検証を受けられるように、定められた期間保存します。

5 情報発信・共有化の推進

競争的研究費等の使用に関するルール等について、会社内外からの相談を受け付ける窓口を、以下のとおり設置します。また、不正防止対策の基本方針等を公表します。

（相談受付窓口）Web サイトの問い合わせフォーム（総務部長宛）

<https://fmr.ic.or.jp/kenkyuhikanri-contact.htm>

6 モニタリング

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、会社全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施します。また、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ります。

令和6年9月27日
一般社団法人食品需給研究センター
理事（研究開発支援担当） 江端一成